

短期退職発生時の手数料返還

1. 採用者が、入社辞退や自己都合又は、就業規則違反等の本人の責に帰すべき事由により、6か月以内に退職した場合、または本人の責に帰する事由により解雇された場合、乙は、甲に対し本条第5項の基準で紹介手数料を返還するものとする。
2. 甲の採用者に対する対応が、各種労働関連法令に違反し、それを理由に採用者が一身上の都合にて退職した場合には、乙は甲に紹介手数料を返還しないこととする。
3. 採用者に対する労働条件が本件雇用契約の内容と著しく異なることに起因する退職の場合は紹介手数料の返還は行なわないものとする。
4. 採用者が上記の理由以外で甲の都合により退職をすることとなった場合にも、紹介手数料の返還は行なわないものとする。
5. 第1項により紹介手数料の返還が発生する場合、乙は、甲に対し次の基準で紹介手数料を返還するものとする。

入社後1週間未満の場合：紹介手数料の100%

入社後3か月未満の場合：紹介手数料の50%

入社後3か月以上6か月未満の場合：紹介手数料の30%

入社後6か月を経過した場合：返還なし